

20 三年以内既卒者等採用定着奨励金

学校等の既卒者や中退者の応募が可能な新卒求人の申込みまたは募集を新たに行い、雇入れから一定期間定着させた事業主に対して助成するものであり、これらの方の応募機会の拡大および採用・定着を目的としています。

本奨励金は次の2種類の対象コースに分けられます。

- I 既卒者等コース
- II 高校中退者コース

対象となる措置

本奨励金は、次の1の「奨励金対象コース」から構成されており、それぞれ、下記の「対象となる事業主」に該当する事業主が、2の「対象労働者」を対象コース毎に定められた条件により雇入れた場合に受給することができます。

1 奨励金対象コース

(1) 既卒者等コース

既卒者・中退者を以下の条件で雇入れた場合に受給することができます。

- ① 既卒者・中退者（少なくとも卒業または中退後3年以内の者を含む）が応募可能な新卒求人（※1）の申込みまたは募集を行い、当該求人・募集に応募した既卒者・中退者を通常の労働者（※2）として雇用したこと
- ② 当該求人の申込みまたは募集前3年度間において、既卒者等が応募可能な新卒求人の申込みまたは募集を行っていないこと

※1 学校（小学校・幼稚園を除く）等を卒業または修了することが見込まれる者（学校卒業見込者等）であることを条件とした求人をいいます。なお、高校中退者が応募可能な高卒求人は除きます。

※2 通常の労働者とは、直接雇用であり、期間の定めがなく、社内の他の雇用形態の労働者（役員を除く）に比べて高い責任を負いながら業務に従事する労働者をいいます。

(2) 高校中退者コース

高校中退者を以下の条件で雇入れた場合に受給することができます。

- ① 高校中退者が応募可能な高卒求人の申込みまたは募集を行い、当該求人・募集に応募した高校中退者を通常の労働者として雇用したこと
- ② 当該求人の申込みまたは募集前3年度間において、高校中退者が応募可能な高卒求人の申込みまたは募集を行っていないこと

2 対象労働者

本奨励金における「対象労働者」は、次の学校等を卒業または中退した者で、これまで通常の労働者として同一の事業主に引き続き12か月以上雇用されたことがない者です。

- (1) 学校（小学校・幼稚園を除く）、専修学校、各種学校、外国の教育施設の卒業生、または中退者
- (2) 公共職業能力開発施設や職業能力開発総合大学校の職業訓練の修了者、または中退者

注意 次のいずれかに該当する場合は支給対象となりません。

- 1 対象労働者が、その雇入れ日の前日から過去3年間に、雇入れ事業主との関係において、次のいずれかに該当する場合

- (1) 雇入れ事業主と雇用、請負、委任の関係にあった場合、または出向、派遣、請負、委任の関係により当該雇入れ事業主の事業所において就労したことがある場合
- (2) 雇入れ事業主において、通算して3か月を超えて訓練・実習等を受講したことがある場合
- 2 対象労働者の雇入れ日の前日から過去1年間に、当該対象労働者を雇用していた事業主と、資本的・経済的・組織的関連性等から見て密接な関係にある事業主が当該対象労働者を雇入れる場合
- 3 対象労働者が、雇入れ事業所の事業主または取締役の3親等以内の親族（配偶者、3親等以内の血族および姻族をいう）である場合
- 4 対象労働者がハローワーク、特定地方公共団体または民間の職業紹介事業者等により紹介される時点もしくは募集に応募する時点における条件とは異なる条件で雇入れられた場合で、当該対象労働者に対し、労働条件に関する不利益または違法行為があり、かつ当該対象労働者から求人条件もしくは募集条件と実際の労働条件が異なることについての申し出がハローワークまたは労働局にあった場合
- 5 支給対象期（「支給額」参照）における対象労働者の労働に対する賃金が、支給期日までに支払われていない場合

対象となる事業主

本奨励金を受給する事業主は、「各雇用関係助成金に共通の要件等」（本パンフレット7～9ページ）のAの要件に該当するとともに、Bの要件に該当していないことが必要です。

そのうち特に次の点に留意してください。

- 1 支給申請時点において対象労働者を通常の労働者として継続して雇用している事業主であること（支給対象期経過後、支給申請までの間に本人の都合による離職および天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が困難となったことまたは本人の責めに帰すべき理由により解雇した場合は対象となりません）
- 2 上記「対象となる措置」の各要件を満たして雇入れた対象労働者の出勤状況および支払い状況等を明らかにする書類（労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等）を整備・保管し、労働局等から提出を求められた場合にそれに応じること

注意 次のいずれかに該当する事業主は支給対象となりません。

- 1 対象労働者の雇入れ日の前日から起算して6か月前の日から1年6か月を経過する日までの間（以下「基準期間」という）に、雇入れ事業主が当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者（短期雇用特例被保険者および日雇労働被保険者を除く。以下同様）を解雇する等事業主都合により離職させたことがある場合（当該被保険者の責めに帰すべき理由による解雇または天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となったことによる解雇を除く）
- 2 基準期間に、雇入れ事業主が、当該雇入れに係る事業所で雇用する雇用保険被保険者を、特定受給資格者となる離職理由（※3）により、当該雇入れ日における雇用保険被保険者数の6%を超えて、かつ4人以上離職させていた場合

※3 雇用保険の離職票上の離職区分コードの1A（解雇等）または3A（勧奨退職のほか、事業縮小や賃金大幅低下等による正当理由自己都合離職等）に該当する離職理由をいいます。

- 3 高年齢者雇用確保措置を講じていないことにより、高年齢者雇用安定法第10条第2項に基づ

く勧告を受け、支給申請日までにその是正がなされていない場合

支給額

1 定着期間と支給対象期

- (1) 本奨励金は、対象労働者の雇入れ日から起算した「定着期間」に応じて、下表の額が支給されます。
- (2) 本奨励金は、この定着期間を1年単位で区分した「支給対象期」(第1期～第3期)ごとに、最大3回(中小企業以外は1回)にわたって支給されます。

2 支給額

- (1) 本奨励金は、奨励金対象コースと企業規模に応じて、1人あたり下表の額が支給されます。

対象者 (奨励金コース名)	1人目			2人目		
	1年 定着後	2年 定着後	3年 定着後	1年 定着後	2年 定着後	3年 定着後
既卒者等 コース	50万円※4 [35万円※4]	10万円	10万円	15万円※4	10万円	10万円
高校中退者 コース	60万円※4 [40万円※4]	10万円	10万円	25万円※4	10万円	10万円

注 []内は中小企業以外に対する支給額です。(中小企業の範囲については「各雇用関係助成金に共通の要件等」のCを参照)

※4 若者雇用促進法に基づく認定企業(ユースエール認定企業)の場合は、いずれも10万円が加算されます。

受給手続

本奨励金を受給しようとする事業主は、支給対象期ごとに、それぞれの支給対象期の末日の翌日から起算して2か月以内に支給申請書に必要な書類を添えて(※5)、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局(※6)へ支給申請してください。

※5 申請書等の用紙やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせ下さい。

※6 申請書等の提出は、ハローワークを経由して行うことができます場合があります。

利用にあたっての注意点

- 1 本奨励金は、平成28年2月10日から平成31年3月31日までに求人申込みまたは募集を行い、平成31年4月30日までに対象労働者を雇入れた事業主が対象となります。
- 2 本奨励金の要件や求人の提出等の詳細にあたっては、最寄りの労働局またはハローワークへお問い合わせください。
- 3 そのほか、本奨励金の受給にあたっては、「各雇用関係助成金に共通の要件等」のD、F、Gにご留意ください。